7. 廃棄物・リサイクル/環境保全分野

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(1)	無価物等のリサイクルを促進するための規制改革
規制の現状	資源循環・リサイクルに取り組む場合においても、廃棄物処理法上の「廃棄物」と定義された場合には、「廃棄物処理業」ならびに「廃棄物処理施設」の許可が必要になり、リサイクルされない場合と同様の厳しい規制が課せられる。現行廃棄物処理法の下で「廃棄物」か否かは、「物の性状や排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」とされているが、実務上「有価物」か「無価物」かによって判断されている。また、有価で取引される物品であっても、運搬費用が買取金額より高くなる(運搬費の逆ざや)など逆有償の場合には、行政指導によって、「有価物」ではなく、「廃棄物」に分類されてしまうため、当該物品を購入するリサイクル業者は、廃棄物処理業及び施設の許可が必要となる。
要望内容	無価あるいは逆有償であってもリサイクルできるものについては、リサイクルが促進されるよう、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法を適用外とするなど、規制を緩和すべきである。 まずは少なくとも、有価で取引される物品について、輸送費を含めると逆有償になる場合であっても、引き取り先での処理内容を勘案し、リサイクルと認められる場合には、「有価物」と同様に扱うべきである。 規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において「平成16年度中に、「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等について統一的な解釈を示す」旨盛り込まれたところであり、上記要望が実現されるよう、解釈を示すべきである。 さらに、逆有償であっても、明らかにマテリアルリサイクルとしてのビジネスが成立しているものについては、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。
要望理由	現行廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理、特に不法投棄の未然防止を重視しているため、「廃棄物」を広範に定義するとともに、廃棄物処理に対して厳格な規制と煩雑な許認可手続きを規定している。このため、循環型社会の一層の推進が至上命題になっているにもかかわらず、廃棄物処理法は、資源循環・リサイクルに取り組む場合であっても、厳格な諸規制を一律的に課している。このことから、実際には、逆に、リサイクルを阻害している場合もある。 廃棄物の適正処理とリサイクルを促進をするためには、「不法投棄は厳しく罰し、リサイクルは規制を緩和して推進する」ことが必要である。「受入時点で有償であったかどうかが、廃棄物と判断する絶対的な基準ではない」旨示された、2004年1月の水戸地裁判決内容を、行政としても十分に斟酌すべきである。 少なくともまずは、資源循環・リサイクルする場合には、輸送費の扱いなど、「有価物」と「廃棄物」の区分けを柔軟にすべきである。現在、製造業者がリサイクルを促進しようとして、リサイクル原料を安価に仕入れた場合に、近地からの仕入れについては廃棄物処理法の規制を受けずにリサイクルできるにかかわらず、遠地からリサイクル原料を仕入れた場合には、輸送費がかさんだために「廃棄物」となり、産業廃棄物中間処理業の許可が必要となるといった事態が生じる。全く性状の同じ物品であっても、近地から運んだ場合は有価物、遠地から運んだ場合は廃棄物となるのは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。 パーティクルボードの資源として利用される未屑、セメント原料として100%有効活用される鋳物砂など、既にマテリアルリサイクルとしてのビジネスが成立しているものがある。このような物については、逆有償であっても、廃棄物処理法の対象外とすべきである。このような規制改革が行われれば、リサイクル事業への参入が容易になり、循環型社会の推進につながる。
根拠法令等	廃棄物処理法第2条 廃棄物処理法施行令第2条 等
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(2)	分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し
規制の現状	産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。 行政通知により、排出事業者の関係会社が、当該排出事業者の構内のみの収集・運搬のみを行う場合であっても、法人格が異なる場合には、業の許可が必要とされている。
要望内容	近年における企業の分社化、連結グループ化等の取組みに鑑み、廃棄物処理法のあり方についても、企業の経営実態に対応した法規制に見直すべきである。 具体的には、 資本関係、 処理対象物(親会社からの供給のみ等)、 収集運搬ないし処理の場所(同一敷地内等)の諸条件を勘案し、廃棄物の処理に係る管理監督においても実質的に支配関係にあると判断される場合には、別法人であっても、親会社による自己処理と同等の扱いとする特例措置を講じるべきである。 少なくとも、排出事業者の連結子会社など一定以上の資本関係がある事業者が、当該排出事業者の構内(同一敷地内)のみにおいて、当該排出事業者の廃棄物の収集運搬のみを受託する場合であって、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかな場合には、「自己処理」と同等に位置付け、廃棄物収集運搬業の許可を不要とすべきである。 その他、親会社の土地や設備を子会社が借用して事業活動を行い、親会社に所有権がある設備等を子会社が廃棄したい場合、子会社が排出事業者として、親会社の費用負担によって処理委託することについても認めるべきである。 規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、「分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事業者の補助者(排出事業者が廃棄物の処理を自ら行っているものとして許可の対象としない者)として認められる範囲について、平成16年度中に、明確化する」とされたことは評価でき、経営実態に則して上記要望が実現されるよう、着実に措置すべきである。
要望理由	近年、わが国企業は国際競争力強化・構造改革の一環として、分社化などグループ経営を促進しているが、廃棄物処理法の規定はこういった企業経営の変化に対応した規定となっていない。とりわけ、構内のみの収集運搬を連結子会社が行う場合は、不法投棄が行われることは考えに〈〈、業許可は不要とすべきである。多〈の企業では、事業所構内の緑化・美化・清掃ならびに廃棄物の収集運搬作業を連結子会社等に委託しているケースが一般的である。許可業者は必ずしも適正業者ばかりではないという実態を踏まえると、外部の許可業者に委託する方が、連結子会社・関係会社に委託するよりも、不適正処理のリスクを負うといった不安がある。
根拠法令等	廃棄物処理法 第7条第1項、第14条第1項、第14条の4第1項 廃棄物処理法施行規則 第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号、 第10条の3第2号 平成5年3月31日厚生省産業廃棄物対策室長通知(衛産36号)
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(3)	産業廃棄物処理業の許可手続きの合理化・電子化【新規】
規制の現状	産業廃棄物処理業を行うにあたっては、当該業を行おうとする区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得することが求められている。
要望内容	都道府県・保健所設置市・特別区ごとに、産業廃棄物処理業の許可申請手続等に係る書式がまちまちであり、書式を統一化するよう、環境省は地方自治体に指導・徹底を図るべきである。 廃棄物処理法上の行政手続について、環境省ならびに地方自治体間の情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続をインターネットで行えるようにすべきである。 その際、許可情報について地方自治体間で共有し、民間事業者が複数の地方自治体で許可を取得する場合には、ある一つの地方自治体に手続きを行えば、その他の自治体への行政手続は大幅に簡素化できるようにする、また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。 産業廃棄物処理業に係る許可権限を広域化すべきであり、少なくとも都道府県および政令指定都市単位に集約すべきである。
要望理由	昨年度の規制改革要望を受けて、2004年4月に、先行許可証の活用など申請手続の一部簡素化の措置が講じられたことは評価するものの、依然として、廃棄物処理法に係る各種申請・届出に係る事務負担は大きい。とりわけ廃棄物収集運搬業の許可申請は、収集の場所と積卸目的地の場所が、許可権限の違う場所であれば、それぞれの許可を受ける必要がある。産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物処理法上都道府県知事の許可となっているが、一部の県では、市の許可が必要になる地域もあり、県及び市毎に許可申請を行っており、負担感が極めて大きい(ある県では、県以外に4つの市に許可権限がある)。また、循環型社会の構築のためには廃棄物・リサイクルの広域処理の推進が大きな課題の一つとなっており、本問題は収集運搬業に限ったことではない。許可権限の広域ブロック化が難しい場合には、廃棄物処理法の許可手続きに係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットでの申請手続きを一括して行うことができれば(ワンストップサービス)、事務負担の大きな軽減に繋がる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。現在、保健所設置市は全国に60近くある。産業廃棄物処理権限をブロック単位とするなど、許可権限をより広域化することが望ましいが、せめて、都道府県および政令指定都市に集約化を図るべきである。
根拠法令等	廃棄物処理法 第14条1項
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(4)	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の合理化
規制の現状	廃棄物処理法の平成12年改正によって、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t/年以上又は特別管理産業廃棄物が50t/年以上の事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、当該事業場に係る「産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及びその実施状況」の報告を作成し、当該地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならなくなった。 併せて、都道府県知事は、これらの処理計画やその実施状況について、1年間、公衆の縦覧に供する方式で公表することとされた。
要望内容	多量排出事業者の判定基準である「前年度の産業廃棄物発生量(特別管理産業廃棄物発生量)」について、その排出量は「外部へ処理委託する量」のみを加算すればよいこととし、自事業場内の処理施設で減量化・有効利用した廃棄物量は含めないことにすべきである。また、多量排出事業者の判定基準に関し、建設現場からの建設廃棄物については、その業態特性に応じた判定基準を新たに設けるべきである。加えて、本計画書の提出・実施状況の報告に係る内容・書式について、環境省が策定した「マニュアル」に沿った内容・書式とするよう、環境省は地方自治体に対して指導すべきである。
要望理由	平成12年の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に対する計画策定及び報告等が義務づけられたが、この改正趣旨には、埋立処分場残容量や産廃処理場の処理能力のひっ迫を背景に、排出量の減量化促進が含意されていたと解される。現行規定では、例えば極端な例として、汚泥発生量1,000tを事業場内の処理施設で脱水、焼却し、残さを有価で売却して廃棄物排出量を0tにしている事業者には、多量排出事業者としての報告義務が課されるが、汚泥発生量999tの全てを外部へ処理委託する事業者には当該報告義務は課されないといった不合理が生じている。よって、排出量を基準未満に削減した事業者に対しては当該計画策定及び報告義務を課さないこととすることにより、自事業場内の処理施設での減量化や有効利用を促進すべきである。当該計画及び報告の内容・書式等について、環境省より「マニュアル」が示されているが、当該都道府県の裁量に委ねられているため、実際には都道府県毎に異なっていることなどから、当該計画の策定及び報告に係る事務量は膨大なものとなっている。とりわけ建設業では、工事現場が対象事業場となるため、提出・報告先の都道府県が年毎に変わること、産廃の種類・量も変動が大きいこと等から、過去の計画内容や実績取りまとめの内容が年々変化し、毎年新たな事務作業が生じている。当該事務量が膨大なため、かなりのコスト負担が生じていることのみならず、提出・報告の期限(毎年6月30日)に遅延が生じるとともに、煩雑な事務作業となってデータの信頼性も低下している。全国的にデータの共有化が図れれば、産業廃棄物の適正処理・処分における広域的な検討が可能となるなど、効果的な利用が実現できる。
根拠法令等	廃棄物処理法第12条第7項,第8項,第9項,第12条の2第8項,第9項,第10項 廃棄物処理法施行令第6条の3、第6条の7
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 国土交通省 総合政策局

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(5)	廃棄物処理施設に係る許可の取消要件の見直し【新規】
規制の現状	平成15年12月施行の改正廃棄物処理法により、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化された。その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令()違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も取り消されることとなった。加えて、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することもできない。 その他の環境関連法令: 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法
要望内容	廃棄物処理を業として行っていない製造業者等が、万が一過失や事故によって、廃棄物処理法以外の環境関連法令の罰金刑を受けた場合については、自己処理のために使用する廃棄物処理施設に係る許可の取消要件から除外すべきである。少なくとも、同一法人・組織(グループ・会社等)の他の事業所に係る廃棄物処理施設まで許可の取消処分が及ぶことがないようにすべきである。
要望理由	(1)法改正により、製造業等において下記のような事態が発生することになった。事業所内の製造プラントにおいて、何らかの過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、廃棄物処理施設の許可を取り消されると、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなる。ひいては製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる(事業所敷地内の各製造プラントから廃棄物処理施設まで一連のプロセスとなっていることから、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合、川上の製造プラントまで停止しなければならない)。複数の事業所を有する製造業者の場合、ある一つの事業所の製造プラントにおいて、上記のような事態が発生した場合、当該事業所のみならず、当該製造業者が有する全ての事業所の廃棄物処理施設の許可が取り消されるため、全事業所の廃棄物の自己処理ができなくなり、ひいては全事業活動そのものが継続できなくなる。(2)環境省は「今回の廃棄物処理法改正の趣旨は悪質な廃棄物処理業者の取締り強化にある」と公に解説しているところであり、廃棄物処理を業として行わない製造業者等が、過失や事故によってその他の環境関連法の違反を引き起こしてしまった場合に、事業所内の廃棄物の自己処理ひいては事業活動そのものが継続できなくなるというのは、行き過ぎた規制強化と考える。(3)製造業者等は、事業活動に伴って生じる排水等の廃棄物は、法が求める「自己処理の原則」に基づいて、極力、事業所内で処理・減少化して敷地外に出すように取り組んでいるところである。しかしながら、上記のように環境リスクが増大化すると、「環境負荷逓減」や「廃棄物削減・再資源化」等に積極的に取組む企業の姿勢に悪影響を及ぼしかねない。
根拠法令等	廃棄物処理法 第15条の3第1項(許可の取消し) (第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号八、同法施行令第4条の6)
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物·リサイクル/ 環境保全(6)	汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法の適用除外
規制の現状	廃棄物処理法施行令第7条により、「汚泥の脱水施設であって、一日当りの処理能力が十立方メートルを超えるもの」については、産業廃棄物処理施設に該当するとして、施設の設置・変更にあたって、都道府県知事の許可を受ける必要がある。
要望内容	汚泥の脱水処理施設のなかには、水処理設備と一体となっており、生活環境に大きな負荷を与えない施設も多いことから、一定の要件を満たす施設については、廃棄物処理法上の施設許可を不要とすべきである。 規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、平成16年度中に、「汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に運転管理されるなど、独立した施設とはみなされない場合については、廃棄物処理法上の許可が必要な施設には含むものではないなど、当該施設に関する解釈を明確化する」旨明記されたことは評価でき、上記要望が実現するよう、着実に措置を講じるべきである。
要望理由	脱水処理施設のなかには、自社の排水処理の一部として設置している脱水機等もあって、これは廃棄物の処理にはあたらず、生活環境に大きな負荷を与えることもない。
根拠法令等	廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条第1号
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(7)	貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し
規制の現状	(1)産業廃棄物の収集・運搬を業として行う場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可が必要である。鉄道運送事業者が産業廃棄物を運搬する場合、発着の貨物駅で取り扱う廃棄物の品目ごとに、当該発着駅が所在する都道府県知事から、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しなければならない。 (2)産業廃棄物を密閉封印されたコンテナで、鉄道運送事業者や船舶運航事業者を介して運搬する場合、最終的に廃棄物処理場に搬入するまでに、駅や港で密閉封印されたコンテナをそのままトラックに載せかえる作業が発生する。このトラックに載せかえる作業を、都道府県によっては、産業廃棄物の「積替え・保管」に該当すると判断するところがある。駅や港における当該コンテナの載せかえ作業を、廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、同法の積替え保管基準(積替え作業を行うスペースに囲いを設ける等)を満たす必要がある。加えて、同作業を廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、産業廃棄物収集運搬業の許可取得にあたって、条例等により周辺住民の同意等を求められるなど、業の許可の取得に非常に時間がかかる。
要望内容	貨物駅や港において産業廃棄物がコンテナに密閉封印された状態のまま単にトラック等へ載せかえる作業については、廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当しないとする統一的な解釈を示し、各都道府県に対し通知すべきである。 規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、「平成16年度中に、貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ替える作業は「積替え・保管」には該当しないなど、法令上の「積替え・保管」に関する解釈を明確化する」旨、盛り込まれたことは評価でき、上記要望が実現するよう、着実に措置すべきである。
要望理由	(1)鉄道コンテナによる一貫輸送においては、「排出地から発貨物駅」及び「着貨物駅から処理場」までの両端のトラック運搬を行う利用運送事業者は、それぞれ産業廃棄物収集運搬業許可を取得する必要があり、鉄道部分のみの運搬を実施する鉄道運送事業者に許可を要しないものとしても、廃棄物の適切な運搬は可能である。また、産業廃棄物の広域処理を行う場合、コスト面のみならず、環境負荷の軽減からも、鉄道による輸送が適している。安全で確実な鉄道コンテナによる一貫輸送の形態に鑑み、産業廃棄物収集運搬ネットワークの構築を促進すべく、規制を緩和すべきである。(2)少なくとも、貨物駅における密閉封印されたコンテナの載せかえ作業は、廃棄物の飛散・流出等が生じるおそれはなく、廃棄物処理法で想定する「積替え・保管」の概念とは異なると解される。 廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当すると、駅に囲いをつけなければならないが、公共の場所であり、対応が難しい。同時に、業許可の付与にあたって、住民同意を求める都道府県もあり、迅速な業許可の取得が困難となる。このことは、港におけるコンテナ等のトラックへの載せかえについても同様である。
根拠法令等	廃棄物処理法 第14条 第14条の4 廃棄物処理法施行令 第6条、第6条の5 廃棄物処理法施行規則 第9条、第10条の11
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物·リサイクル/ 環境保全(8)	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化【新規】
規制の現状	廃棄物を使用した試験研究について、廃棄物処理法上の明確な規定がなく、都道府県等が過去の事例をもとに独自に判断しているため、都道府県によってその扱いが異なっているのが実情である。 例えば、ある県では、条例もしくは指導要綱に基づいて、県内で発生した廃棄物か県外で発生した廃棄物かを問わずに、生活環境の保全に配慮した試験研究計画書の提出を条件として、廃棄物を供試材として、あるいは有価物と同等の扱いとして、廃棄物を使用した試験研究が認められている。他方、ある別の県では、条例や指導要綱の規定も存在しないまま、過去の慣例による規制・指導が行われている。この場合、県内発生廃棄物の場合は、試験計画書を提出すれば認められるが、県外発生廃棄物を供試材とする場合には、「県外廃棄物の取扱いに関する指導要綱」の規定に基づいて、供試材といえども元は廃棄物であることを理由に、廃棄物処理法の規制が適用されると判断される。この結果、試験研究者ではなく、排出責任者が県と事前協議を行い、廃棄物処理法上の許可を取得しなければならないという、極めて煩雑な手続きが必要になる。
要望内容	廃棄物を使用した試験研究の扱い、とりわけ県外からの廃棄物を使用した試験研究の扱いについて、国が、廃棄物由来の供試材は有価物と同様な扱いとする旨省令化するなど、地方自治体によって廃棄物処理法上の判断の差が生じないよう、地方自治体に指導・徹底を図るべきである。
要望理由	試験研究等の供試物について、公共機関・団体から有価物として購入しようとしても、会計処理上の理由等により、販売してもらえないのが実情である。環境に配慮した要件等の理由により無償で提供を受けることが可能であっても、試験研究を実施する場所を所管する地方自治体において、廃棄物であるとの理由で廃棄物処理法上の許可等の規制を求めることは、循環型社会の促進といった趣旨に反すると考える。 廃棄物処理に関する技術的向上やリサイクル化を阻害することのないよう、不法投棄等の違法行為には厳しく罰する一方で、適正に行う試験研究やリサイクル化には規制を緩和すべきである。
根拠法令等	廃棄物処理法
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物·リサイクル/ 環境保全(9)	廃棄物処理法上の「建設汚泥」に関する取扱いの見直し
規制の現状	廃棄物処理法上、「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいう」とされており、「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。コーン指数200kN/㎡以上であれば、汚泥ではなく土砂と定義され、産業廃棄物から外れるが、「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行う」とされている(掘削泥から砂分を除去した時点での性状で判定)。〔「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月29日)〕
要望内容	建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行うべきである。とりわけ、泥水シールド工事における掘削泥の取扱いについて、現行のように、掘削泥から一定規模以上の砂分を除去した時点での性状で判定するのではなく、脱水処理後の性状によって、土砂か汚泥かを判定すべきである。また、高規格堤防の築造財に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特例制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。とりわけ、地方自治体が行う各種公共工事について、本制度の適用を積極的に認めていくべきである。
要望理由	建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならないため、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く、用途によって柔軟に使い分けることを可能とすべきである。とりわけ、当該建設汚泥が有害な不要物であるか否かは、作業所等から排出する段階で判断すべきであり、杭工事等の掘削の最終段階等で汚泥と判断するのは早計である。特に自硬性汚泥については、建設資材としての利用価値が高い。掘削泥を脱水処理や安定処理等を行うことによって「200kN/㎡」の基準を満たすことは十分に可能であるにもかかわらず、現行規制の下では、作業所等で土質材料等として再利用できるものも「廃棄物」として処分せざるをえない状況にある。これは循環型社会の形成の趣旨に反する。また、「有用物」か「不要物」かの判断が都道府県担当者によってまちまちである。さらに、高規格堤防の築造財として再生利用されるシールド工法の掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度の国の直轄工事のみと実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要求性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。とりわけ、国の公共工事のみならず、地方自治体の公共工事に積極的に適用するようにすべきである。また、構造物の裏込めや土地の造成等について、また、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである。
根拠法令等	廃棄物処理法第2条第4項第1号 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月23日 厚生省 衛産第20号) 平成9年12月26日「厚生省告示第259号」 平成9年12月26日、改正平成11年2月22日「厚生省告示第261号」
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省 総合政策局 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(10)	「廃棄物処理法」に係る事前協議制の見直し
規制の現状	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議は求められていない。 にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。
要望内容	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は 地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純 焼却処理を行うのではなく、リサイクルなど資源循環を行う場合には、地方公 共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の 阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指 導の徹底を図るべきである。
要望理由	事前協議が必要となると、許認可の取得に非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。 とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うかりサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。 昨今の環境意識の高まりにより、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。
根拠法令等	地方公共団体の指導要綱、行政指導
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 地方公共団体

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(11)	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等
規制の現状	一定規模以上の廃棄物処理施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づく許認可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情である。
要望内容	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、引き続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。
要望理由	都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の建設が円滑に進まない。
根拠法令等	建築基準法第51条
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省 住宅局市街地建築課 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(12)	水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和
規制の現状	水質汚濁防止法に基づ〈「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づ〈ばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。
要望内容	水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。
要望理由	着工の約30日前まで施設内容が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる体勢が整えた状況では過剰なものと考える。スピード経営が求められる時代にあって、60日間もの遅れは非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合せて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。環境省は、平成11年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、実施制限期間の短縮措置を積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えているとのことである(環境省「対応の状況」(2003年4月)より)。このような状況を踏まえれば、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」とすべきである。企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながりにくい。
根拠法令等	水質汚濁防止法 第9条 大気汚染防止法 第10条、第18条の9
制度の所管官庁 及び担当課	環境省 水環境部 環境管理課

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(13)	瀬戸内法に基づ〈総量規制対象事業所における 排水処理施設に係る変更手続の緩和【新規】
規制の現状	(1)瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、排出水の汚濁負荷量に係る総量規制を受けている事業所において、総量規制の枠を大幅に下回っている状態を保持したままで、特定施設の構造等を変更する場合であっても、前回届出た事前評価書の記載値を超えると、事前評価・告示縦覧といった手続が必要となり、時間と費用がかかる。 (2)具体的には、以下のような事例においても、前回届け出た事前評価書の記載値超過とみなされ、事前評価・告示縦覧といった過度な対応を迫られる。 汚濁負荷総量を削減するための改善措置を講じたことによって、排水量・負荷量ともに削減される場合であっても、汚濁物質濃度が従来値を超えた場合には、記載値超過とみなされる。 総量規制が設定されている複数の物質のうち、ある一つの物質に係る規制値および汚濁負荷量を削減できたとしても、他の一つの物質が微量でも増加した場合には、たとえ、総量規制の枠を大幅に下回っている状況を保持したままであったとしても、記載値超過とみなされる。 (3)一つの地方自治体において、指導担当部署と瀬戸内法担当部署と二つの部署があり、それぞれの部署で審査が行われるため、許可までに多大な日時を要し(複数部署との事前折衝から縦覧、許可書発行まで約2ヶ月要している)、事業運営の機会逸失となる。
要望内容	汚濁負荷量が規制値を大幅に下回っている場合(例えば総量規制の5割以下)には、事前評価の変更手続は不要(あるいは手続きの簡素化を図る)とすべきである。 総量規制の枠を大幅に下回っている場合には、ある項目の汚濁負荷量を削減するために、他の項目の値が多少変化したとしても、その項目に対する新たな濃度と負荷量の削減は求めないことにすべきである。 告示・縦覧が必要な場合でも、遅くとも30日以内に許可証が発行されるよう、手続きの迅速化を図るべきである。
要望理由	瀬戸内法制定当時と比較すれば、産業活動の汚濁源対策が非常に効果をあげている結果、汚濁源は産業系から生活系・内部生産系に移行していることから、現行の瀬戸内法の規制は現状にそぐわなくなってきている。 工場の排水処理が改善されても、設置許可申請の都度、過度な改善を求められる規定となっており、企業の負担が大きい。 一つの自治体のなかで複数部署の審査があるため、非常に時間がかかり、迅速な事業展開が行えない。
根拠法令等	瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条3項、第8条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 第7条第2項
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(14)	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し【新規】
規制の現状	騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。
要望内容	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スク リュー式圧縮機を対象外とすべきである。
要望理由	騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960~70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリュー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。 従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリュー式圧縮機は対象外とすべきである。
根拠法令等	騒音規制法 第6条、同法施行令第1条別表第一 振動規制法 第6条、同法施行令第1条別表第一
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(15)	化学物質管理促進法に基づ〈届出手続の合理化 【新規】
規制の現状	工場を有する企業は、PRTR法(化学物質管理促進法)に基づき、政府に対して「化学物質の排出量及び移動量の届出書」(化学物質の排出データ等)を提出しなければならない。本件については電子届出が可能となったが、電子届出を行うためには、事前に、「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県PRTR担当窓口に書面で提出する必要がある。 県内に複数事業所を所有する企業において、「電子情報処理組織使用届出書」の提出先は、基本的に都道府県とされているものの、実際には県庁のみならず、県の出先機関や政令指定都市など、都道府県内の複数ヵ所に提出しなければならない場合もある。
要望内容	「電子情報処理施設組織使用届出書」の届出先について、インターネット上で届出ができるようにすべきである。また、本届出書の届出先について、「化学物質の排出量及び移動量の届出書」の提出先と同じとするなど、複数事業所を所有する企業においても「電子情報処理施設組織使用届出書」の届出先を一ヶ所に統合化すべきである。
要望理由	複数事業所を所有する企業にとって、「電子情報処理施設組織使用届出書」を都道府県内の複数箇所に届出をしなければならない。地方自治体の条例に基づく情報提供も多く求められていることもあって、PRTRに係る届出事務は非常に多い。 今後、PRTR法の普及・定着を図るためには、企業の事務負担を極力軽減させ、円滑に利用できる仕組みを構築する必要がある。
根拠法令等	化学物質管理促進法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の 改善の促進に関する法律)施行規則 第12条
制度の所管官庁 及び担当課	環境省、経済産業省